

印刷物作成仕様書

件名	「公社企業案内カタログ（予定）」の印刷
規格	<p>1. 印刷の種類 オフセット印刷</p> <p>2. サイズ A4 製本</p> <p>3. 部数 3,000部</p> <p>4. ページ数 254ページ（表紙含む）</p> <p>5. 色刷り 4c/4c 無線綴じ製本</p> <p>6. 使用紙質 表紙 アートポスト紙菊版166.5kg 本文 コート紙菊版62.5kg</p> <p>7. 加工 クリアPP</p>
納期	平成28年7月28日（木）
納品場所	<p>1. 公益財団法人東京都中小企業振興公社 企画管理部 企画課 3,000部 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 電話 03-3251-7897</p>
備考	<p>1. 公社から提供するもの 原稿データ（Excel、Wordで作成したデータ）、原稿写真データ</p> <p>2. 上記のデータを元に表紙及び本文のデザイン制作作業を行う。</p> <p>3. 校正：3回、それ以降の訂正については訂正箇所のみ行う。</p> <p>4. 校了後データは、テキストデータ、及びPDFファイルにて納品する。</p> <p>5. 著作権法第27条、28条に定める権利を含むすべての著作権は公社へ移管する。</p>
問い合わせ	<p>公益財団法人東京都中小企業振興公社 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 〈仕様内容について〉 企画管理部 企画課 高井 電話 03-3251-7897 〈契約手続きについて〉 企画管理部 総務課 畠野 電話 03-3251-7886</p>
その他	<p>1. 仕様書に記載のない不明な点は、公社担当者との協議による。</p> <p>2. 契約情報の公表 公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。</p> <p>①公表項目 契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額</p> <p>②公表時期及び手法 決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。</p>
暴力団等排除に関する特約事項	暴力団等排除に関する特約事項については、別紙に定めるところによる。

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。